

令和7年度川崎市地域子育て支援センター(連携型)事業運営団体 募集要領

川崎市では、こども文化センターの乳幼児室などを利用して「地域子育て支援センター(連携型)(以下、「センター」という。)」を実施しており、このたび、センター運営団体を次のとおり募集します。

I 事業の概要

1 委託名

川崎市地域子育て支援センター(連携型)事業業務委託

2 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援の拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とするものです。

3 履行期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日まで(2年間)

4 業務委託内容

市内26か所のこども文化センターを活用し、「川崎市地域子育て支援センター事業実施要綱」に基づき、次の(1)～(5)の内容をすべて実施します。※(6)は任意要件です。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て家庭の親とその子ども(未就学の子ども及び保護者)(以下「子育て親子」という。)、子育て親子が気軽にかつ自由に利用でき、交流を深めることができる環境づくり

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩み等を持っている保護者から相談を受け、援助を実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育てに関する情報を提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

(5) 地域の子育て力を高める取組の実施

地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生、大学生等ボランティアの日常的な受入れ及び養成を行う取組を実施

(6) 地域子育て相談機関の運営 ※任意要件

児童福祉法第10条の3第1項に基づく地域子育て相談機関として、必要に応じ、こども家庭センターと連携・調整を行う

5 センターの運営条件

(1) 運営日数・時間

週3日、9時30分～12時30分(3時間)

(2) 職員配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識・経験を有し、地域の子育て事情に精通した専任の職員を1名以上配置する必要があります。(資格要件無し)

また、事業内容に応じて、職員のほかに補助員を配置することができます。

(3) 実施場所

別表のこども文化センター 乳幼児室等

- (4) 実施曜日
月曜日～土曜日のうち週3回

【別表】

区	こども文化センター名	所在地
川崎	ふれあい館・桜本こども文化センター	桜本 1-5-6
	浅田こども文化センター	浅田 3-7-10
	殿町こども文化センター	殿町 1-18-13
	田島こども文化センター	田島町 20-23
幸	小倉こども文化センター	小倉 5-17-59
	幸こども文化センター	戸手本町 1-11-5
中原	大戸こども文化センター	上小田中 2-24-1
	平間こども文化センター	上平間 1323
	宮内こども文化センター	宮内 3-4-3
	新丸子こども文化センター	新丸子町 691-7
	西加瀬こども文化センター	西加瀬 10-5
高津	子母口こども文化センター	子母口 983
	東高津こども文化センター	下野毛 1-3-2
	上作延こども文化センター	上作延 5-26-55
	末長こども文化センター	末長 3-25-8
宮前	平こども文化センター	平 2-13-1
	宮崎こども文化センター	宮崎 1-7
	野川こども文化センター	野川台 1-25-3
多摩	錦ヶ丘こども文化センター	栗谷 3-28-2
	枅形こども文化センター	枅形 6-3-1
	南菅こども文化センター	菅馬場 3-26-1
	中野島こども文化センター	中野島 4-22-7
麻生	柿生こども文化センター	上麻生 7-18-32
	千代ヶ丘こども文化センター	千代ヶ丘 1-20-60
	片平こども文化センター	片平 5-25-1
	岡上こども文化センター	岡上 3-13-1

Ⅱ 応募の手続き

1 参加意向申出書の提出

(1) 参加者の種類

参加者は、次のいずれかに該当する団体とします。

- ア 市内の保育所等の児童福祉施設を運営する社会福祉法人等
- イ 市内の幼稚園を運営する学校法人等
- ウ 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動法人
- エ 法人格を持たない団体（ただし、規約、会則等の組織運営に関する規定及び予算・決算を管理していること。）

(2) 参加者の資格

参加者は、次の各号を満たす必要があります。

- ア 市内において、子育て支援に関わる活動を3年以上行っていること。
- イ 5人以上の構成員により組織していること。
- ウ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- エ 特定の公職者（候補者を含む。）、若しくは政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと。
- オ 川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営 支配法人等、同条例7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- カ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- キ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 提出書類

参加者は次の(1)～(8)の書類について提出してください。

なお、複数のセンターの運営を希望する場合は、参加意向申出書(様式1)はセンターごとに作成し、募集要領2ページの別表に記載したセンターの順番に並べて提出してください。

なお、(1)～(3)の様式は、川崎市ホームページからダウンロードできます。

	様式名	
(1)	参加意向申出書	様式1
(2)	団体活動実績書	様式2
(3)	団体に関する申出書	様式3
(4)	団体の定款、規約、会則等	様式自由
(5)	団体の会員名簿又は役員名簿	様式自由
(6)	団体及び事業（活動）概要等	様式自由
(7)	令和6度の予算書、令和5年度及び令和4年度決算書	様式自由
(8)	チラシ、パンフレット等活動内容がわかる資料	

(4) 提出方法

PDF化したデータを下記提出先に原則電子メールで提出してください。

ファイルサイズの都合等により、提出書類の一部をDVD-Rや紙等で提出する場合は、期限までに本市に到着するよう、配達記録の残る書留等により郵送してください。

ア 提出先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市子ども未来局保育・子育て推進部（川崎市役所本庁舎15階）
電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp

イ 提出期限

令和7年2月4日（火）（必着）

(5) 提案資格確認結果通知書の通知

市は参加者の資格要件の確認後、令和7年2月7日（金）までに「提案資格確認結果通知書」の写しを電子メールで参加者へ送付するとともに、原本を郵送します。

2 説明会の開催

業務委託内容のうち、「地域子育て相談機関の運営」（※任意要件）について川崎市から説明します。参加は任意です。

(1) 開催日時

令和7年1月17日（金）14時～15時（予定）※オンライン開催（Zoom）

- (2) 申込み及び参加方法
- ・次のアドレスあて「団体名」「参加者氏名」「メールアドレス」を記載し送信してください。
参加人数の制限はありません。
 - 電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp
 - 申込み期日：令和7年1月15日（水）
 - ・参加者には、前日までに説明会参加用のURL等を送付します。
- (3) アーカイブ配信
- ・当日に参加できない等で開催後の動画視聴を希望する場合は、【アーカイブ配信希望】と記載のうえ、(2) 同様メールにて申込んでください。
 - 申込み期日：令和7年2月3日（月）
 - 動画配信期間：令和7年2月4日（火）まで
 - ・申込を確認後、順次、動画を視聴できるURL等を送付します。
- (4) その他
- ・参加は任意です。選考・評価等には一切関係しません。
 - ・川崎市からの説明のみで、その場で質問等はお受けしません。質問がある場合は、次の「参加者からの質問の受付及び回答方法」のとおり、質問書を提出してください。

3 参加者からの質問の受付及び回答方法

- (1) 質問の受付方法
- 質問がある場合は、「運営団体募集に関する質問書」（様式7）を使用し、次のアドレスに電子メールで提出してください。
- なお、電話による質問は原則受け付けていません。
- 電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp
- (2) 受付期限
- 令和7年1月24日（金）（必着）
- (3) 質問に対する回答
- ・単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合があります。
 - ・本要領等、既に公開されている資料に記載されているものについては、質問自体が不要と判断されるため、該当部分を質問者へ個別に提示や説明すること等によって対応する場合があります。
 - ・本要領等に対する質問への回答は、令和7年1月30日（木）までに本市ホームページにおいて公表します。質問を提出した事業者名は公表せず、全ての質問と回答を公表します。
 - ・質問への回答は、本募集要領と一体のものとして同等の効力を有するものとします。

4 提案書等の提出

- (1) 企画提案書の提出
- 参加資格を有すると認められた参加者は、次の書類について提出してください。様式は川崎市ホームページからダウンロードできます。
- なお、複数のセンターの運営を希望する場合は、センターごとに作成し、募集要領2ページの別表に記載したセンターの順番に各様式を並べて提出してください。

	様式名	
(1)	川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業 提案申請書	様式4
(2)	川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業 計画書	様式5
(3)	川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業 見積書（年度別）	様式6

- ※提出書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- ※企画提案に使用する言語は、原則として日本語とします。
- ※企画提案に使用する通貨は、原則として円とします。

(2) 提案の主な内容

団体、地域の特色及び経験・実績を織り交ぜ、提案してください。

※ア～スは必須要件、セは任意要件です。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進について
交流の場に乳幼児とその保護者を迎え入れる雰囲気づくり、交流を深めるきっかけづくりの必要性和その取組について、具体的に記載してください。
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施について
保護者からの相談を受けるための工夫や、専門的相談機関との連携について具体的に記載してください。
- ウ 地域の子育て関連情報の提供について
その地域の資源や保護者のニーズを踏まえた育児や子育てに関する情報の収集及び情報の提供方法について具体的に記載してください。
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施について
子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象とした、月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等のニーズの把握方法とその実施方法について、具体的に記載してください。
- オ 地域の子育て力を高める取組の実施について
中・高校生、大学生等のボランティアの日常的な受入れをするための取組を具体的に記載してください。また、中・高校生、大学生ボランティアの育成及び地域ボランティアの育成の視点をそれぞれ記載してください。
- カ センター職員等の配置について
担当する専任の職員を配置しますが、専任の職員について、どのような人材を配置し、どのような役割を持たせるのか、具体的に考え方を示してください。また、専任の職員以外でサポートに入る者を配置する場合は、専任の職員とサポートに入る者の役割をそれぞれどのように持たせるか、具体的に考え方を記載してください。（専任の職員について、子育て支援に関する施設や同様の事業の経験を有している場合、その年数や業務内容を記載してください。）
- キ センター職員等の資質及び技能の向上について
支援者である職員の技能の向上のために何が求められるか考え方及びその取組について具体的に記載してください。あわせて、団体内部での研修等がある場合は、目的と研修計画についても示してください。
また、職員の事業の引継ぎについて、具体的な取組を示してください。
- ク 子育て親子への安全・衛生面での配慮について
安全・衛生面について、日常にどのようなことを配慮するのか、具体的に記載してください。また、災害・事故に備えた取組について具体的に記載してください。
- ケ 情報発信の取組について
新規利用を増やすことにより、幅広い市民に地域での子育て支援の場を知ってもらい不安軽減を進めるため、電子媒体を活用した情報発信の取組について、具体的に記載してください。
- コ 利用者の個人情報の管理・保護について
保護者からの相談等、業務上知り得た情報や個人情報などの管理・保護についての基本的な考え方と具体策を示してください。
- サ 実施場所となるこども文化センターとの連携について
こども文化センターとの連携、さらにこども文化センターが実施する子育て支援事業との連携について、どのような効果をねらい、取組を行うのか、具体的に提案してください。
- シ 区・関係機関・地域との連携について
区・関係機関・地域の子育て支援者や施設等との連携について、どのような効果をねらい、取組を行うのか、具体的に記載してください。
- ス 見積書について
仕様書に基づき、事業に要する経費を、業務規模概算額の範囲内で見積もってください。
※第2種社会福祉事業に該当するため非課税。消費税法第6条第1項

総額 5,146,000円

1 年目（令和 7 年度） 2,573,000 円

2 年目（令和 8 年度） 2,573,000 円

＜地域子育て相談機関として運営する場合＞※年額300,000円加算

総額 5,746,000円

1 年目（令和 7 年度） 2,873,000 円

2 年目（令和 8 年度） 2,873,000 円

費目等については、「地域子育て支援センター（連携型）事業見積書」（様式 6）に年度ごとに記載することとし、費目ごとに金額を示しその積算根拠についても記載してください。

職員等の賃金については、神奈川県最低賃金（1,162円、令和 6 年10月1日発効）を下回ることはできません。

セ 地域子育て相談機関としての運営について※任意要件

こども家庭センターとの連携・調整について、具体的に記載してください。

（3）提出方法

P D F 化したデータを下記提出先に原則電子メールで提出してください。

ファイルサイズの都合等により、提出書類の一部をDVD-Rや紙等で提出する場合は、期限までに本市に到着するよう、配達記録の残る書留等により郵送してください。

なお、提出期限後は、書類の差替え、変更又は追加は原則認めません。

ア 提出先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局保育・子育て推進部（川崎市役所本庁舎15階）

電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp

イ 提出期間

令和 7 年 2 月 7 日（金）～ 2 月13日（木）（必着）

（4）提出書類の取扱

ア 提出書類は返却しません。

イ 提出書類は、当該業務の受託者の選定以外に参加者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は、公正性、透明性を期するために「川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第 1 号）」等関連規定に基づき公開することがあります。

5 選定方法

公募型プロポーザル方式による評価を行います。

川崎市こども未来局内に設ける川崎市地域子育て支援センター（連携型）運営団体選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、提案書等を基に提案説明を行い、ヒアリングを受けていただきます。市は、次による選考委員会の評価結果を踏まえ、運営団体を選定します。

（1）評価点が合計点の60%を満たした者について適正と判断します。

（2）選考委員が算出した評価点の総合計点が最も高い者を受託予定者として選定します。

（3）総合計点が同点の場合は、評価項目「1 基本事業の理解」の合計点が高い者を受託予定者として選定します。

（4）（3）で選定されない場合は、評価項目「2 適正な事業実施」の合計点が高い者を受託予定者として選定します。

（5）（4）で選定されない場合は、選考委員の審議により受託予定者を選定します。

6 評価項目・評価基準

		配点
1	基本事業の理解	50
	(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進について	10
	(2) 子育て等に関する相談、援助の実施について	10
	(3) 地域の子育て関連情報の提供について	10
	(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施について	10
	(5) 地域の子育て力を高める取組の実施について	10
2	適正な事業実施	25
	(6) センター職員等の配置について	5
	(7) センター職員等の資質、技能の向上について	5
	(8) 子育て親子への安全・衛生面での配慮について	5
	(9) 情報発信の取組について	5
	(10) 利用者の個人情報の管理・保護について	5
3	関係機関との連携	15
	(11) 実施場所となるこども文化センターとの連携について	5
	(12) 区、関係機関及び地域との連携について	10
4	応募団体の評価	10
	(13) 見積りにについて	5
	(14) 応募団体の経験・実績について	5
合計点		100

		配点
5	地域子育て相談機関の運営（任意要件）※加点評価	5
	(15) こども家庭センターとの連携・調整について	5

総合計点	105
------	-----

※各評価項目の評価は、5段階とします。

ただし、評価項目の(10) (13) (14) (15)は3段階とします。

7 選考委員会の開催（プレゼンテーション）

選考委員会の詳細日時、開催場所については、別途通知します。

(1) 提案方法等

ア 参加者は、事前に提出した書類に基づき提案説明を20分程度で行い、その後、ヒアリングを10分程度行います。

イ パワーポイント等を使用できます。使用データはUSBメモリー等に保存し、当日持参してください。

ウ パソコン及びモニター・スクリーンは市で用意します。

(2) 結果の通知

結果は、文書によりすべての参加者に郵送で通知します（令和7年2月中を予定）。

8 業務委託先の決定及び契約の締結

(1) 選定結果通知後、選定された事業者と仕様の細部や契約金額等について双方で協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結します。

(2) 提案内容は運営に反映するものとしますが、すべてが契約内容に反映されるものではありません。

(3) 最も優れた提案を行った者との協議が不調となった場合には、次点者（満点の60%以上の得点を獲得している場合に限る。）を随意契約の協議の相手方とします。

※ 当該事業費の決定及び契約の締結は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を必要とします。

9 失格事由

次の事由に該当するときは、失格となる場合があります。

- (1) 提出書類が受付期限内にすべて提出されない場合
- (2) 予算提案の上限額を超えた金額が提示された場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
- (4) 書類の提出後に本募集要領Ⅱ－「(2) 参加者の資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) 本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合
- (6) その他、選定に関する不正行為があった場合

10 スケジュール

選定の流れは次のとおりです。期日までに【 】内に記載した様式等を提出してください。

(1)	参加意向申出書の受付	1月10日（金）～2月4日（火） 【様式1～3、定款等】
(2)	質問の受付期間	1月10日（金）～1月24日（金）【様式7】
(3)	説明会（Zoom配信）※参加は任意です	1月17日（金）（※アーカイブ配信2月4日（火）まで）
(3)	質問の回答	1月30日（木）までに市HPで公表
(4)	提案資格確認結果通知書の通知	2月7日（金）までに通知
(5)	提案書等の受付期間	2月7日（金）～2月13日（木）【様式4～6】
(6)	選考委員会（プレゼンテーション）	2月18日（火）または2月19日（水）
(7)	結果の通知	2月中を予定

11 留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出並びに選考委員会への出席に係る一切の費用は、参加者の負担となります。
- (2) 令和7年度から新たに当該業務を受託することになった場合、令和6年度中に行う現在の受託団体との業務引継ぎに係る費用は参加者の負担となります。

Ⅲ その他

1 問合せ及び書類の提出先

川崎市こども未来局保育・子育て推進部 川崎市役所本庁舎15階

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-3414 電子メール：45suisin@city.kawasaki.jp

2 募集要領の添付様式

	様式名	様式番号
(1)	参加意向申出書	様式1
(2)	団体活動実績書	様式2
(3)	団体に関する申出書	様式3
(4)	川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業 提案申請書	様式4
(5)	川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業 計画書	様式5
(6)	川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業 見積書	様式6
(7)	運営団体募集に関する質問書	様式7
(8)	川崎市地域子育て支援センター事業実施要綱	別紙1
(9)	川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業仕様書※地域子育て相談機関運営あり	別紙2-1
(10)	川崎市地域子育て支援センター（連携型）事業仕様書※地域子育て相談機関運営なし	別紙2-2